長期貸付金	期限が決算期後１年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
［略］	

［略］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　　産

流　動　資　産

［略］

固　定　資　産

科　　目	備　　考
［略］	
３　投資その他の資産	
［略］	
長期貸付金	期限が決算期後１年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
［略］	

［略］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

［様式第１～様式第３　略］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

［１～４　略］

５　会計上の見積りに関する注記

６～22　［略］

（記載上の注意）

１　次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。

⑴　会計監査人設置会社（会社法第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表　１、５、６、８、９及び11から19までに掲げる事項

長期貸付金	期限が決算期後１年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
［同左］	

［同左］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　　産

流　動　資　産

［同左］

固　定　資　産

科　　目	備　　考
［同左］	
３　投資その他の資産	
［同左］	
長期貸付金	期限が決算期後１年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
［同左］	

［同左］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

［様式第１～様式第３　同左］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

［１～４　同左］

［新設］

５～21　［同左］

（記載上の注意）

１　次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。

⑴　会計監査人設置会社（会社法第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表　１、５、７、８及び10から18までに掲げる事項